

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所
〒231-0004

横浜市中区元浜町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F
TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 2019年度からの社会保障改革の原案が明らかに

◆3年ぶりに経済・財政再生計画を全面改定

12月6日、政府が年内に決定する経済・財政再生計画の原案が明らかになりました。

前回の策定から3年ぶりの全面改定で、今回は社会保障改革に関する項目が100近く盛り込まれるなど、大幅に増加しています。

工程表の作成は、今年6月に安倍首相が経済財政諮問会議に指示していたもので、10日の会議で案が示され、年内にも決定されます。

◆1年で雇用改革を断行

まず、2019年度は何歳になっても働ける「生涯現役」の社会づくりに取り組むと明記しています。これまで65歳以上への継続雇用年齢の引上げについて検討されてきましたが、それを踏まえて改革を進めることが盛り込まれています。11月26日の会議資料によれば、混乱が生じないように、65歳までの現行法制度は改正を検討せず、65歳以上への継続雇用につき「一定のルールの下で各社の自由度がある法制を検討する」とされています。

さらに、高齢者や女性の就労拡大を促すため、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大を図ることも盛り込まれています。

◆3年間で社会保障改革を

高齢者雇用の拡大と併せて、年金受給開始年齢を柔軟に選べるようにする改革、在職老齢年金制度の見直しを進めることも盛り込まれました。

さらに、マクロ経済スライドの仕組みや高所得者の年金給付の在り方についても検証するとしています。上記会議資料によれば、「年金支給開始年齢の引上げは行うべきではない」とし、「年金受給開始の時期を自分で選択できる範囲は拡大を検討する」としています。また、継続雇用年齢の引上げとともに、来夏に決定予定の実行計画において具体的制度化の方針を決定し、厚生労働省の労働政策審議会の審議を経て法律案提出を検討するとしています。

◆「人生100年時代」を見据え健康寿命を延ばす取組みも強化

政府は、中長期での社会保障費の削減に向け、健康寿命を延ばす取組みも強化します。健診や保健指導の実施率を引き上げ、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍を2022年度までに08年度比で25%減らすことを目指すとしています。

私は、経営者も社員も
幸せになれる会社づくりの
サポートをすることが
CARRELの“使命”だと
考えています。

CARRELの5つの使命として

- ◇ 採用・教育研修サポート
- ◇ 就業規則・人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 社会保険手続き
- ◇ 行政調査

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。
人材派遣会社では約10年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。

現在は、社労士業務だけでなく、大学の非常勤講師として就職支援等も担当。



1月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
※ただし、6か月ごとの納付の特例を受けている場合には、30年7月から12月までの
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
〔公共職業安定所〕
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
〔労働基準監督署〕

31日

- ◇ 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・合計表>の提出
〔税務署〕
- ◇ 給与支払報告書の提出<1月1日現在のも>
〔市区町村〕
- ◇ 固定資産税の償却資産に関する申告
〔市区町村〕
- ◇ 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>
〔郵便局または銀行〕
- ◇ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未滿、10月～12月分>
〔労働基準監督署〕
- ◇ 健保・厚年保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
- ◇ 健康保険印紙受払等報告書の提出
〔年金事務所〕
- ◇ 労働保険料納付<延納第3期分>
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕
- ◇ 外国人雇用状況の届出〔雇用保険の被保険者でない場合〕<雇入れ・離職の翌月末日>
〔公共職業安定所〕
- ◇ 固定資産税に係る住宅用地の申告
〔市区町村〕

2. 外国人実習生に関する監督指導と 技能実習制度の見直し

◆外国人実習生に関する監督指導

入国管理法の改正に伴い、外国人技能実習制度等の見直しが行われます。日本の労働人口は、少子化や人口減少により、2030年までに最大で約900万人弱、2060年までには3,000万人弱も減少するといわれており、今回の入管法の見直しは、政府が労働力不足への対応として、在留資格見直しに大きく踏み出すことを意味しています。

「技能実習」について、外国人実習生を受け入れる企業に対して行われた全国の労働局や労働基準監督署による監督指導の状況を、厚生労働省が公表しています。

◆監督対象事業場・違反事業場は年々増加

平成29年は、実習実施者（企業）に対して5,966件の監督指導が実施され、4,226件（70.8%）で労働基準関係法令違反が認められました。主な違反としては、

- ・労働時間（26.2%）
- ・割増賃金の支払（15.8%）
- ・労働条件の明示（9.1%）

などとなっています。重大・悪質な労働基準関係法令違反により34件が送検されています。技能実習生の増加に伴って、監督・指導にも力が入れられ、その数も増加が予想されます。

◆違反の申告・通報もより活発に？

技能実習生から労働基準監督署などに対して労働基準関係法令違反の状況が申告されることもあります。技能実習生同士のつながりにより、賃金や割増賃金の不払いがある等の情報は広まりやすいと思われます。また、こうした申告は、労働基準監督署に対するものだけでなく、出入国管理機関（各地の入国管理局）に対しても行われ、それが労働局・監督署へ通報されて監督等につながるケースもあります。技能実習制度の違反等に対するペナルティとして、実習生の受入れの停止等が行われますので、企業活動に大きく影響します。

◆改正に伴う情報収集を

新しい制度が始まれば、それに伴って企業への監督等も厳しくなることが予想されます。また、労基法・安衛法関連だけでなく、技能実習制度自体に定められている報告や手続きについても、新制度の下で見直しが行われると思われます。外国人雇用・技能実習生の受入れなどを検討する企業は情報に注意しておきましょう。

【厚生労働省「外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検の状況（平成29年）」】

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/besshi.pdf>

～ご挨拶～

本年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。来年も皆様にご満足頂けるサービスを心がける所存でございますので、何とぞご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

皆様のご健勝と貴社の益々のご発展を心よりお祈り致します。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。